

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父（夫）が親権を行う子	
	母（妻）が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが☐のようになるしをつけてください。	夫 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻 印

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。 まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。

まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省パンフレット



法務省の解説動画



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

令和8年4月1日から 離婚後の子の親権制度が変わります。

民法の改正により、令和8年4月1日から離婚後の子の親権について、父母双方を親権者とする「共同親権」を選択することができるようになります。
 なお、従来どおり父母の一方を親権者とする「単独親権」も選択できます。

●協議離婚の場合

父母の協議(話し合い)により、離婚後の親権を「共同親権」にするか、「単独親権」にするかを選択します。

親権について父母の協議が調わない時は、離婚届の提出前に親権者の指定について家庭裁判所へ申立てすることができます。

●裁判離婚(調停・審判等)の場合

家庭裁判所が、「共同親権」とするか「単独親権」とするかを定めます。
 家庭裁判所の決定に基づき、届出をしてください。

●令和8年4月1日以降に協議離婚の届出をする方(未成年の子がいる場合)

離婚届の用紙とともに「別紙(裏面)」を必ず提出してください。(単独親権でも必要です。)

※「別紙」にも届出人(夫・妻)の署名が必要です。

別紙

記入例

子の親権について父母の一方または父母双方に決めて、該当する欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	郡山 一郎
	父(夫)が親権を行う子	郡山 かつみ
	母(妻)が親権を行う子	郡山 桜
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが同意した。 (協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが同意した。		
	夫	妻
	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 郡山 太郎	妻 郡山 花子

合意した旨のチェックを夫・妻それぞれが記入してください。

親権を指定する裁判申立て中の時は、こちらに記入してください。
 (裁判で親権が決まったら、親権指定届を必ず提出してください)

婚姻中の氏名で夫・妻それぞれ本人が署名してください